

# 消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会の開催について

## 1. 目的

消費者契約法（以下「法」という。）は消費者契約全般に適用される包括的な民事ルールであり、その規律内容は、社会経済情勢の変化やそれに伴う新たな消費者被害の出現等に適切に対応したものであることが求められる。

この点に関し、内閣府消費者委員会による平成 29 年 8 月の答申や、平成 30 年改正法案可決時に付された衆議院・参議院消費者問題に関する特別委員会の附帯決議において、検討を深めるべき論点が提言されているほか、近年、オンライン取引等を中心に消費者取引の形態の多様化もみられる。

そこで、これらに対応する法の在り方について、消費者庁において学識経験者を委員とする「消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会」（以下「研究会」という。）を開催し、消費者被害実態の類型的整理、実効性・合理性を持った法規範の在り方等、法制的・法技術的な観点からの検討を行うこととする。

## 2. 主な検討事項

- (1) 消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用して、事業者が消費者を勧誘し（いわゆる「つけ込み型」勧誘）契約を締結させた場合における取消権について
- (2) 法第 9 条第 1 号における「平均的な損害の額」を法律上推定する規定等、消費者の立証負担の軽減策について
- (3) 消費者契約における約款等の契約条項の事前開示の在り方及び法第 3 条第 1 項第 2 号に規定する事業者の情報提供における考慮要素について
- (4) その他、消費者取引の多様化に応じた法の規律の在り方について

## 3. 委員等

- (1) 研究会の委員は、消費者庁長官が委嘱するものとする（資料 2）。
- (2) 研究会に座長を置き、座長は消費者庁長官があらかじめ指名する者とする。

## 4. 庶務

研究会の庶務は、消費者庁消費者制度課において処理する。